

小金井市公民館運営審議会

## 意見・提案シート

◆本審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、公民館本館庶務係にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、本審議会で資料として配付します。

第9回小金井市公民館運営審議会(10月2日実施)

「公民館有料化について」に関する

意見・提案です。

(別紙4枚参照)

提出日 令和6年10月22日

氏名 菅沼 七三雄

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市公民館本館 庶務係 担当：諏訪

〒184-0004 小金井市本町2-15-11 連絡先：042-383-1184

FAX：042-387-1226 E-mail：k020401@koganei-shi.jp

第 37 期小金井市公民館運営審議会第 9 回審議会に関する意見・提案シート

令和 6 年 10 月 22 日 菅沼 七三雄

「公民館有料化について」

意見 1 従来、無料であった公民館使用料を、何故有料化にするのでしょうか？  
第 9 回公民館運営審議会の席上、某委員からの発言もありましたが、公民館行政上の大きな変化であり、また、教育委員会発行の中長期計画の考え方を変更するものであり、今回「何故有料化にするのか」についての根拠、考え方を明確にすべきです。

- ・上記については、第 37 期第 4 回、第 5 回公民館運営審議会に意見シートとして出していますが。その後、議論した形跡なし。

\*興味のある方は、「公民館使用料の有料化に関する提言書」（渡辺館長はお持ちのはず）をお読みください。

意見 2 36 期公運審で公民館使用料の有料化が、決定されているとの事実はない。広く公民館の使用料の導入について検討すべきです。

- ・36 期「公民館の施設使用料の設定に関する申し送り書」2 項申し送り事項では、「公民館施設使用料導入を着実にスピード感をもって取り組んでいただきたい。」（文章要点のみ）という内容で、公民館の施設使用料全般についての検討が依頼されており、「公民館の有料化」がありきではない。

また、小金井市行財政改革 2025 では、取り組み項目 19、「公民館使用団体未利用時間の使用料の検討」があげられているのみ、公民館使用料全体の有料化の文言はない。

上記については、第 9 回公民館運営審議会の席上、某委員からも関連した発言があったが、広く、公民館使用料全体について、検討すべきだ。

意見 3 公民館施設使用料の検討に当たっては、第 4 回～第 6 回の資料「公民館の減免基準（案）」のごとくの仕分けを参考に、以下のごとくに考えますが。

1, 2項については、公民館設置目的から、および行政が行うべき義務、責務があり、当然無料と考えます。

4項の公民館での諸団体の活動については、公民館は、市民に対する社会教育の実践の場としての役割があり、その事業が、**公共性、公益性があるか**についての度合いを加味して無料、有料を決めるのが良いのではないのでしょうか。

例えば、10月15日の第10回公民館運営審議会の資料のうち社会教育関係団体の表で言えば、左上グループの趣味活動は、私的な活動であり有料、また、右下グループの活動は、公共性、公益性の高い活動もあり、活動内容によって、無料または減免付き有料とする。等

いずれにしても、3, 4, 5項については、今後の公民館運営審議会の議論に期待します。

公運審・第6回 (5月29日)

(→ 第4回 (2月2日) では  
1.2 は 免除 だった)

資料7

公民館の減免基準 (案)

案1	案2	案3	案4
第33期公民館運営審議会の答申に基づく減免対象	案1に公民館使用団体を追加した減免対象	受益者負担基準に基づく減免対象	公民館中長期計画に基づく減免対象
<p>「1 公民館が使用するとき」及び「2 市及び教育委員会等が行政目的のために使用するとき」は使用料を徴収しない。</p> <p>3 障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体であって、その目的のために使用する場合「免除」</p> <p>4 社会教育関係団体(※1)、福祉団体(※2)及びこれらに類する団体であって、公民館使用団体登録(※3)の承認を受けた団体「10分の3減額」</p> <p>5 <u>主に18歳以下の団体が使用する</u>とき(※4)「免除又は10分の3減額」</p>	<p>「1 公民館が使用するとき」及び「2 市及び教育委員会等が行政目的のために使用するとき」は使用料を徴収しない。</p> <p>3 障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体であって、その目的のために使用する場合「免除」</p> <p>4 社会教育関係団体、福祉団体及びこれらに類する団体であって、公民館使用団体登録の承認を受けた団体「10分の3減額」</p> <p>5 公民館使用団体登録の承認を受けた団体「10分の3減額」</p> <p>6 <u>主に18歳以下の団体が使用する</u>とき(※4)「免除又は10分の3減額」</p>	<p>「1 公民館が使用するとき」及び「2 市及び教育委員会等が行政目的のために使用するとき」は使用料を徴収しない。</p> <p>3 障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体であって、その目的のために使用する場合「免除」</p> <p>4 社会教育団体、福祉団体及びこれらに類する団体であって、公民館使用団体登録の承認を受けた団体「10分の5減額」</p> <p>5 公民館使用団体登録の承認を受けた団体「10分の5減額」</p> <p>6 <u>主に18歳以下の団体が使用する</u>とき(※4)「免除又は10分の3減額」</p>	<p>1 小金井市公民館条例等に基づき、公民館を利用する場合は無料</p> <p>2 公民館使用団体として登録していないが地域で活動している団体が、施設が空いている場合、1回のみ利用する場合は有料</p>
令和元年度利用状況に基づく歳入見込	令和元年度利用状況に基づく歳入見込	令和元年度利用状況に基づく歳入見込	令和元年度利用状況に基づく歳入見込
15,879,800円	11,184,320円	7,988,800円	32,000円

- ※1: 小金井市社会教育関係団体登録要綱に規定する社会教育関係団体
- ※2: 小金井市福祉団体補助要綱に規定する福祉団体
- ※3: 小金井市公民館使用団体登録要綱に規定する公民館使用団体
- ※4: 第4回公民館運営審議会における吉田委員からの提案により、追記

社会教育関係団体

高

楽器演奏、4,000円/月

子どもの合唱、4,000円/月

朗読、2,500円/月

子どもの音楽・ダンス活動、  
1回1,700円、3,000円/月

合唱、1,600円/月

子どもを対象としたパネルシアター、2,000円/年

楽器演奏、1,500円/月

料理、12,000円/年

自主勉強活動（社会教育）、  
1,200円/年

自主勉強活動（社会教育）、  
1,000円/月

月謝・  
会費等

(仮)  
1,000円/月

文化活動、  
3,000円/年

NPO法人（子どもの居場所）、  
3,000円/年

NPO法人（高齢者支援）、  
3,000円/年

ボランティア活動（少年サッカー）、1,000円/年

スカウト活動、3,000円/年

ポッチャ、100円/回

趣味活動（デジカメ）、  
700円/月

地域福祉活動（障害児の父親）、  
1,000円/年

地域福祉活動（引きこもり支援）、100円/回

趣味活動（合唱）、  
1,000円/3月

自主勉強活動（地域コミュニティ）、0円

低

